

特任研究員選考内規

(2009年6月5日制定)

改正 2012年 3月 8日
2012年12月14日
2015年 3月 6日
2016年 9月15日

(趣旨)

第1条 この内規は、特任研究員規程に定めるポスト・ドクターの特任研究員（以下「PD」という。）について、その選考の諸業務が適切に運営されることを目的として、選考手続に関し必要な事項を定める。

(特任研究員候補者の推薦及び定員)

第2条 東京女子大学（以下「本学」という。）専任教育職員より、特任研究員候補者（以下「候補者」という。）について、特任研究員規程（以下「規程」という。）第4条に定める特任研究員申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）が学長宛に提出された場合は、候補者の専門分野により、人間科学研究科人間文化科学専攻会議、生涯人間科学専攻会議又は理学研究科数学専攻会議を開催し、推薦の可否について審議を行う。

2 人間科学研究科人間文化科学専攻主任、生涯人間科学専攻主任又は理学研究科数学専攻主任は、前項の審議を経て、それぞれ候補者を特任研究員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に推薦することができる。

3 前第1項及び第2項に関わらず、規程第1条の2第2号に定める特任研究員bの候補者については、専攻会議の審議を省略し、学長が選考委員会に推薦することができる。

4 特任研究員の定員は、大学院博士後期課程の各専攻に1名ずつとする。ただし、特任研究員bについては、この限りではない。

(特任研究員選考委員会)

第3条 選考委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長（委員長）
- (2) 大学院合同研究科会議議長
- (3) 大学院教務委員長
- (4) 人間科学研究科会議議長
- (5) 理学研究科会議議長
- (6) 人間科学研究科人間文化科学専攻主任
- (7) 人間科学研究科生涯人間科学専攻主任
- (8) 理学研究科数学専攻主任
- (9) 委員長が指名するPDの研究分野にかかる委員

第4条 選考委員会委員長は、第2条により候補者が推薦された場合は、直ちに選考委員会を招集する。

(選考)

第5条 選考委員会は、申請書等に基づき、規程第5条の基準により選考し、その結果を文書で学長に答申する。

第6条 学長は、選考委員会の答申に基づき大学評議会の審議を経てその意見を徴し、特任研究員候補者を理事会に提案して、理事会が決定する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

附 則 (2009年6月5日制定)

この内規は、2009年6月5日から施行する。

附 則 (2012年3月8日改正)

この内規は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年12月14日改正)

この内規は、2012年12月14日から施行する。

附 則 (2015年3月6日改正)

この内規は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年9月15日改正)

この内規は、2016年9月15日から施行する。